

佐賀県告示第 260 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 4 年 11 月 8 日から令和 4 年 12 月 7 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 唐津呼子線	唐津市浦字赤太郎 6225 番 5 地先から 唐津市浦字赤太郎 6235 番 1 地先まで	令和 4. 11. 8
	唐津市鎮西町石室字小久保 1228 番 3 地先 から 唐津市鎮西町石室字堤ノ原 1447 番 2 地先 まで	令和 4. 11. 8
	唐津市鎮西町名護屋字平野町 1903 番 1 地 先から 唐津市鎮西町名護屋字池ノ端 3809 番 1 地 先まで	令和 4. 11. 8
県道 伊万里畑川 内巖木線	唐津市巖木町浪瀬字苔見堂 991 番 1 地先 から 唐津市巖木町浪瀬字苔見堂 974 番 3 地先 まで	令和 4. 11. 8
	唐津市巖木町浪瀬字川頭 1802 番 4 地先か ら 唐津市巖木町浪瀬字岩の元 2004 番 1 地先 まで	令和 4. 11. 8
県道 唐津肥前線	唐津市竹木場字山中 4906 番 4 地先から 唐津市竹木場字山中 4900 番 25 地先まで	令和 4. 11. 8
県道 巖木富士線	唐津市巖木町牧瀬字成川内 672 番 10 地先 から 唐津市巖木町中島字中島 1357 番 6 地先ま で	令和 4. 11. 8